

武蔵村山市高齢者見守り安心カード事業実施要綱

平成26年3月31日
訓令（乙）第25号

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者からの申請に基づき、当該高齢者の氏名、緊急連絡先等の情報を登録し、その情報の一部を記載したカード又はキーホルダー（以下「カード等」という。）を当該高齢者に貸与し、緊急時の対応や平時の見守りに活用する高齢者見守り安心カード事業（以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者が安心して暮らせる地域社会の形成を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

（事業の実施）

第2条 事業は、これを適切に運営することができると思われる社会福祉法人等に委託して実施するものとする。

（対象者）

第3条 事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、武蔵村山市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に登録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認めるもの

（登録及びカード等の貸与）

第4条 登録を希望する者は、見守り安心カード事業登録申込書兼更新届（第1号様式。以下「申込書兼更新届」という。）により、緊急連絡先として指定する者から情報提供の同意を得た上で、市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、適当と認めるときは、当該申込みに係る者について、申込書兼更新届の記載事項を見守り安心カード事業登録者台帳に登録し、及び管理するとともに、登録番号を記載したみまもり安心カード（カード形式）（第2号様式）又はみまもり安心カード（キーホルダー形式）（第3号様式）を当該申込みに係る者の希望により貸与する。
- 3 見守り安心カード事業登録者台帳については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもって、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録に登録された情報を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにしておかななければならない。

（情報の提供）

第5条 市長は、前条の規定により登録をした者（以下「登録者」という。）に対する保護等を行おうとする者から問い合わせがあったときは、前条第2項の規定により登

録し、及び管理する見守り安心カード事業登録者台帳に基づき、必要な情報の提供を適切に行うものとする。

(登録の取消し及びカード等の返還)

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 第3条に規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。

(2) 本人から辞退の申出があったとき。

2 登録者は、前項の規定により、その登録を取り消されたときは、速やかにカード等を市長に返還しなければならない。

(登録の有効期間及び更新)

第7条 登録の有効期間は、第4条の規定により登録をした日から登録者の誕生日の属する月の末日までとする。

2 登録者は、前項の有効期間満了に際し、引き続き登録を希望するときは、原則として有効期間満了の日までに、見守り安心カード事業登録申込書兼更新届により、市長に届け出なければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の規定による登録の更新について準用する。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、警察、消防等関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得て事業の円滑な推進を図るものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。